

「大東亜戦争宣戦詔書草稿綴」

中尾裕次

大東亜戦争の米英に対する宣戦の詔書は、昭和十六年十二月六日の大本営政府連絡会議で決定の後、上奏、裁可を経て、十二月八日午前一一時四〇分、次のとおり煥発された。

詔書

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠

勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス 朕力陸海將兵ハ全力ヲ奮テ
交戦ニ從事シ 朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ 朕力衆庶ハ
各々其ノ本分ヲ盡シ 億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ
達成スルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亜ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ不顯ナル皇
祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ 朕力拳々措力サル所
而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國
力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ 今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬪端

ヲ開クニ至ル 淳ニ已ムヲ得サルモノアリ 廿朕力志ナラムヤ
中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亜ノ平和
ヲ攬亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經
タリ 幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提
攜スルニ至レルモ重慶ニ残存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟
尚未夕牆ニ相鬭クヲ悛メス 米英兩國ハ残存政權ヲ支援シテ東亜
ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制霸ノ非望ヲ逞ウセムト
ス 剰ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戦シ
更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テ
シ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ 朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和
ノ裡ニ回復セシメントシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ
精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上
軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシムトス 斯ノ如クニシ
テ推移セムカ東亜安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ
帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ 事既ニ此ニ至ル 帝國ハ今ヤ自

存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ
皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ　朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ
遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝
國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

この「大東亞戦争宣戰詔書草稿綴」は、參謀本部第二十班（戰
爭指導班）が保管していたもので、幸い焼却を免れたものであ
り、詔書の第一ないし第六案が編綴されている。草稿第一案は、
内閣官房総務課長稻田周一が昭和十六年十一月半頃、内閣書記官
長星野直樹から、（一）日米交渉妥結、戦争を回避し、臥薪嘗胆
の場合、（二）宣戰詔書、との和戦二通りの詔書案の起草を命ぜ
られ、宣戰の場合について作成したものである。

一方、陸海軍事務當局は、十一月十一日までに次のような開戰
名目案を成文化していた。

対米英開戦名目案⁽¹⁾

- 一大東亞ノ新秩序ヲ建設シテ永遠ニ平和ヲ確立シ進ンテ世界平
和ニ寄与セントスルハ帝国不動ノ国是ナルコト
- 二 支那事變ハ右國是ニ遵ヒ大東亞ノ安定ヲ攪乱スル禍根ヲ断チ
共栄ノ実ヲ挙ケントスル新秩序ノ上ニ平和ヲ築カントスルモノ
ニシテ帝国ハ全力ヲ竭シテ之ヲ完遂セサルヘカラサルコト
- 三 米英ハ夙ニ極東ニ於テ帝国ノ施策ヲ妨害シ來リ就中支那事變

勃發スルヤ益々表ニ重慶政権援助ノ策ヲ強化シ裏ニ支那ノ犠牲
ニ於テ極東制霸ノ野望ヲ逞ウシ剩ヘ諸國ヲ誘ヒテ帝国包囲ノ態
勢ヲ強化スルト共ニ帝国ニ對シテ直接經濟断交等ノ措置ヲ採リ
愈々武備ヲ増強シ實質上ノ戰争行為ヲ敢テシ帝国ノ存立ヲ危殆
ニ陥ラシメタルコト

四 帝国ハ凡ユル手段ヲ尽シ忍ヒ難キヲ忍ヒテ事態ヲ平和的ニ解
決センコトヲ期シ既ニ八箇月ニ亘リ折衝セリ
然レトモ東亞ノ平和確立ニ關スル彼我ノ主張ハ根本ニ於テ対立
シ米ノ主張ヲ容認セン乎帝国國是ハ遂ニ實現スルニ由ナク大東
亞ノ安定亦得テ望ムヘカラス

斯クテハ支那事變完遂ノ為四年有余ニ亘リ傾倒スル凡有努力ハ
水泡ニ帰スルモノニシテ帝国ハ其ノ存立ト威信トニ懸ケテ忍ヒ
得ル所ニ非サルコト

五 米英ノ態度ハ其ノ野望達成ニ急ニシテ世界ノ平和ヲ驥望シ人
類ヲ不幸ナル慘禍ヨリ救ハントスル誠意ノ認ムヘキモノナシ
今ヤ大東亞ノ前途危急ヲ告ケ帝国ノ存立危殆ニ瀕セントス事茲
ニ至リ帝国ハ盟邦ト共ニ干戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破摧スルノ
已ムナキニ立至リタルコト

この開戦名目案は連絡會議に付議されて種々手直しが加えられ
た。

第一案は日清・日露両戦争の宣戰詔書を参考にし、これに軍部

から出された名目案のうち詔書に入るべき要素を織り込んで起案された。名目案にある「大東亜」、「新秩序」の言葉が、第一案に使われていないのが注目される（日清・日露両戦争の開戦詔勅は、末尾の「参考」を参照）。

詔書案の審議は、星野書記官長が中心となり、陸軍省軍務局長武藤章、海軍省軍務局長岡敬純、外務省アメリカ局長山本熊一をメンバーとし、陸海外の若干の補助者を加えて行われた。

第一案には、冒頭欄外に「英國皇室ニ対スル從来ノ友誼断腸ノ念ノ件」と東條首相の毛筆による書きがあり、内奏時天皇から要望されたことが伺える。これについて稻田は、「『日英の開戦は、從来明治天皇以来の親密な関係から特に忍びないところである。なお、自分自身も皇太子として渡英し、非常な優遇を受け親交を重ねている。何とかこの気持を詔書に表現して貰いたい』との主旨であり、總理はしきりにそのことを私に命じた」が、今から戦争しようという相手との親善関係を述べることなど難しく、結局「豈朕力志ナラムヤ」に落ち着いたと回想している。

そこで第二案に日露戦争時の詔書と同様に、「今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬱端ヲ開クニ至ル豈朕力志ナラムヤ」と挿入された。さらに第三案で「洵ニ已ムヲ得サルモノアリ」が追加されたが、第四案では削除され、第五案から再び挿入されるという経過をたどつたのである。天皇の気持をいかに反映するかという苦労の跡がうかがえる。

また、第一案には上段欄外に、「『從來ハ國際法ノ範囲ニ於テ』トアル」と首相の鉛筆記入がある。これは日露戦争、日独戦争の詔書に、「凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ」とあることを指している。この件について稻田は、「そのような判り切つたことは改めて記入するには及ばない」ということで、この語句は詔書には入れられなかつたと回想している。この事実は、日本に國際法遵守の精神が欠けていたわけではないことを示している。

天皇の希望により修正した点がもう一つあつた。それは、第六案末尾の「皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス」とあるのを、「帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス」と改めることであつた。第一案で「帝國ノ光榮ヲ宣揚センコトヲ期ス」とあつたのが、第三案で「帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス」、第五案では「皇祖皇宗ノ遺業ヲ恢弘シ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス」、第六案で「祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス」と修正されていたが、結局、「祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ」の文句は残したもの、最終段階で元に戻つたのである。

これについて木戸は、「そんな氣持⁽³⁾は全く陛下の御思召しに反する。帝国の安全確保を目標とすることでなければ陛下の御思召しに到底そわない⁽⁴⁾」と述べている。すなわち、この戦争は自存自衛のためであり、皇道の大義を中外に宣揚するというようなものではないと云うことであつた。

以上の外に、徳富蘇峰の意見を聞いた東條首相から、「この戦

争には皇祖皇宗の神靈の加護があることを信ずる」旨の文句を入れるようとの注文があり、「皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ」が挿入された。

第三案を除いて、各案にはそれぞれ修正記入があるが、第一案は東條首相、第二案及び第五案は稻田の訂正で、第五案が審議メンバーの最後案であった（第四案の修正は不明）。第六案は内閣嘱託の漢学者川田瑞穂と、宮内省御用掛の漢学者吉田増蔵の手による修正がなされており、「尚慎重研究中」とあるので最終案でないことが判る。星野は第五案の後について、「それから後は、木戸内府を通じて宮中方面からの御希望等もあり、木戸内府、東條総理の間で吉田、川田の両漢学者を使つて木戸内府のところで最後の仕上をやられた」と回想している。

一方、臥薪嘗胆の場合の詔書案について稻田は、「このような前例がないので日清戦争後の『遼東半島還付の詔勅』を手本にして十二月早々一応素案を書き上げ、書記官長に出したが、一読の後再考を命ぜられ、その後の推敲には至らずして、開戦となり、そのままとなつた」⁽⁶⁾と回想している。

各案はB四の藁半紙に謄写版刷りで、印刷部数は第一、二、五案が四〇部、第三、四案が三〇部であり、第六案は修正文のみで部数は不明である。各案の傍線（筆者記入）は修正された部分である。なお、削除部分は表示していないので前案を参照のこと。

参考の傍線も筆者の記入である。

註

(1) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本営陸軍部

〈3〉』（朝雲新聞社、一九七〇年）一七一一八頁。

(2) 元内閣官房総務課長稻田周一氏からの聴取書』（「大東亜戦争宣戦詔書草稿綴」所収）。

(3) 「皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス」を指す。

(4) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本営陸軍部大東亜戦争開戦経緯』（朝雲新聞社、一九七四年）五四一
—五四二頁。

(5) 「元内閣書記官長星野直樹氏からの聴取書」（「大東亜戦争宣戦詔書草稿綴」所収）。

(6) 前掲「元内閣官房総務課長稻田周一氏からの聴取書」。

大東亜戦争宣戦詔書草稿

第一案

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海將兵ハ力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從ヒ朕力百僚有司ハ職務ニ率循シ衆庶亦各々其ノ本分ヲ盡シ協心戮力依テ國家ノ總力ヲ舉ゲテ所期ノ目的ヲ達成スルニ違算ナカラニコトヲ期スベシ

惟フニ東亜ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ舉グルハ帝國ガ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ中華民國曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セズ徒ニ米英兩國ト結ビテ東亜ノ平和ヲ攬亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルノ已ムナキニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ新ニ國民政府成立シテ帝國ハ之ト善隣提携ノ實ヲ舉グルニ至レリト雖モ重慶政權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ抗戰ヲ續ケ禍亂今ニ至ツテ収マラズ朕之ヲ憾トス米英兩國ハ重慶政權ヲ援助シテ帝國ノ支那事變解決ニ對スル妨害ヲ加ヘ更ニ進ンデ諸國ヲ誘ヒテ帝國ニ對スル武備ヲ増強シ又直接經濟斷交ノ擧ニ出ヅ然レドモ朕ハ尚事態ヲ平和ノ裡ニ解決センコトヲ期シ有司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ八月ノ久シキニ亘リタルモ彼ハ一モ交讓ノ精神ヲ示サズ曠日彌久徒ラニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ此ノ間益々重慶政權ニ對スル援助ヲ強化シ其ノ帝國ニ

對スル攻撃ヲ繼續セシメ更ニ又帝國ニ對シ直接武力ヲ増大スルト共ニ愈々經濟上ノ壓迫ヲ加重ススノ如クシテ推移センカ東亜安定ノ爲ノ帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セントス事既ニ茲ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲干戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ禍根ヲ芟除シ東亜永遠ノ平和ヲ確立シテ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚センコトヲ期ス

第二案

天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海將兵ハ極力戰鬪ニ從事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ衆庶各々其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ舉ケテ所期ノ目的ヲ達成スルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ東亜ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ舉クルハ帝國ガ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬱端ヲ開クニ至ル豈朕力志ナラムヤ中華民國曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス敢テ事ヲ構ヘ東亜ノ平和ヲ攬亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルノ已ムナキニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ國民政府新ニ成立シテ帝國ハ之ト提携シ善隣ノ誼ヲ結フニ至レリト雖モ重慶政權ハ尚米英兩國ヲ

恃ミテ無益ノ抗戦ヲ繼續シ禍亂今ニ至リテ收マラス朕之ヲ憾トス
米英兩國ハ相謀リテ重慶政權ヲ援助シテ帝國ノ支那事變解決ヲ妨
害シ更ニ進ンテ諸國ヲ誘ヒ帝國ニ對スル武備ヲ増強シ又逐次經濟
上ノ壓迫ヲ加重ス然レトモ朕ハ尚事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコト
ヲ期シ有司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ八月ノ久シキニ亘リタルモ彼ハ
毫毛交讓ノ精神ヲ示サス曠日彌久徒ラニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ
此ノ間益々重慶政權ニ對スル援助ヲ強化シ之ヲシテ其ノ帝國ニ對
スル攻撃ヲ繼續セシメ更ニ經濟斷交ノ舉ニ出テタルノミナラス進
ンテ帝國ニ對シ直接武力ノ脅威ヲ増大スノ如クニシテ推移セム
力東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立
亦正ニ危殆ニ瀕セムトス事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲
干戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ
朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平
和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス

第三案

天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ忠誠勇武
ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海將兵ハ極力戰鬪ニ從
事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕力義勇忠良ナル衆庶各々
其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ所期ノ目的ヲ達成ス
ルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立（扶植）スルハ朕ノ
夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ舉ケルハ
帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト鬱
端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕力志ナラムヤ中華
民國曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス敢テ事ヲ構ヘ東亞ノ平和ヲ攬亂シ遂
ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルノ已ムナキニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經
タリ國民政府新ニ成立シテ帝國ハ之ト提携シ善隣ノ誼ヲ結フニ至
レリト雖モ重慶政權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ抗戦ヲ繼續シ禍
亂今ニ至リテ收マラス而シテ米英兩國ハ相謀リテ重慶政權ヲ援助
シテ帝國ノ支那事變解決ヲ妨害シ更ニ進ンテ諸國ヲ誘ヒ帝國ニ對
スル武備ヲ増強シ又逐次經濟上ノ壓迫ヲ加重ス然レトモ朕ハ尚事
態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ隱
忍久シキニ亘リタルモ彼ハ毫毛交讓ノ精神ヲ示サス曠日彌久徒ラ
ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ此ノ間益々重慶政權ニ對スル援助ヲ強
化シ之ヲシテ其ノ帝國ニ對スル攻撃ヲ繼續セシメ更ニ經濟斷交ノ
舉ニ出テタルノミナラス進ンテ帝國ニ對シ直接武力ノ脅威ヲ増大
スノ如クニシテ推移セム力東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ
悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セムコトヲ虞ル事既ニ
此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲干戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎
スルノ外ナキニ至レリ
祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ禍根ヲ芟
除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セム

第四案

天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海將兵ハ極力戰鬪ニ從事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕力衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ舉ケテ所期ノ目的ヲ達成スルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立（扶植）スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ舉クルハ

帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル豈朕力志ナラムヤ中華民國曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス敢テ事ヲ構ヘ東亞ノ平和ヲ攬亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルノ已ムナキニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ國民政府更新シテ帝國ハ之ト提携シ善隣ノ誼ヲ結フニ至レリト雖モ重慶ニ殘存スル政權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ戰ヲ繼續シ米英兩國ハ之ヲ援助シテ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ極東制霸ノ非望ヲ達成セムトス剩ヘ米英兩國諸國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ挑戰ノ態度ヲ敢テシ又帝國ノ交易ニ對シ有ラユル障礙ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ノ舉ニ出テ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ隱忍久シキニ

亘リタルモ彼ハ一モ交譲ノ精神ヲ示サス曠日彌久徒ラニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ經濟的軍事的ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントスノ如クニシテ推移セム力東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セムコトヲ虞ル事既ニ茲ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲干戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス

第五案

天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ践メル大日本帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海將兵ハ全力ヲ盡シテ交戦ニ從事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕力衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ニ寄與スルハ朕力夙夜眷々措力サル所ニシテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ舉クルハ帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕力志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ東亞ノ平和ヲ攬亂

シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲二四年有餘ヲ經タリ國民政府更新シテ帝國ハ之ト提携シ善隣ノ誼ヲ結フニ至レリト雖モ重慶ニ残存スル政權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ戰ヲ繼續ス米英兩國ハ残存政權ヲ援助シ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制霸ノ非望ヲ達成セムトス剩ヘ諸國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ挑戰ノ態度ニ出テ更ニ帝國ノ通商ニ對シ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ隱忍久シキニ亘リタルモ彼ハ毫毛交讓ノ精神ヲ以テ迎ヘズ曠日彌久徒ラニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ經濟上軍事上ノ脅威ヲ增大シ以テ我ヲ屈從セシメントスノ如クニシテ推移セム力東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セムトス事既ニ茲ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲干戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ祖宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ信倚シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ皇祖皇宗ノ遺業ヲ恢弘シ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス

第六案

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕ガ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交

戰ニ從事シ朕力百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕力衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ違算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考不承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕力夙夜拳々措力サル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕力志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ二國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重慶ニ残存スル政權ハ米英庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尚未牆ニ相鬭クヲ悛メス米英兩國ハ残存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ和平ノ美名ニ匿レテ東洋制霸ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ヘ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ進ンテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ解決セシメントシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫毛交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントスノ如クニシテ推移セム力東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ

一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ
皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ以テ皇道ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス

〔参考一〕

清國に對する宣戰の詔勅（明治二十七年八月一日）

天祐ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕力百僚有司ハ宜ク朕力意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟モ國際法ニ戾ラサル限り各々權能ニ應シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ朕力即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著々鄰交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テムトハ

朝鮮ハ帝國力其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干渉シ其ノ内亂アルニ於テ口ヲ屬邦ノ拯難ニ藉キ兵ヲ朝

鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清國ニ告クルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ秕政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ妨碍シ刺ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ一旦成ルヲ告クルヤ直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要擊シ殆ト亡状ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサラシメ帝國力率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス熟々其ノ爲ス所ニ就テ深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ其ノ非望ヲ遂ケムトスルモノト謂ハサルヘカラス事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖モ亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

〔参考二〕

露國に對する宣戰の詔勅（明治三十七年二月十日）

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕力陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク朕力百僚有司ハ宜ク各々其ノ職務ニ率ヒ其ノ權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達成スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ違算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ旦暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕力有司モ亦能ク朕力意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト覺端ヲ開クニ至ル豈朕力志ナラムヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ盟約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラス依然滿洲ニ占據シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併呑セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恆久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ瓦リテ屢次折衝ヲ

重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメムトス凡ソ露國力始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫毛認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國力平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚頼シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス